

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(子ども未来推進局)	30
○港湾法施行細則の一部を改正する規則……………(物流港湾課)	30
<b>告 示</b>	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…(循環型社会推進課)	32
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………(河川課)	32
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	32
<b>道公安委員会規則</b>	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	33
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33

**規 則**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年11月25日  
北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第69号**  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「保育所等の一体的な」を「保育所等(法第2条第4項に規定する保育所等をいう。以下同じ。)の一体的な」に改め、同条第2項中「条例の施行の日において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の認可を受けている幼稚園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定による届出をし、又は同条第4項の認可を受

けている保育所及び同法第59条の2第1項の規定による届出をしている認可外保育施設」を「設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育所等であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの」に改める。

第10条中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月25日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第70号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則(昭和28年北海道規則第40号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び同条第1項中「港湾区域認可申請書」を「港湾区域協議書」に改める。  
第3条の見出しを「(提出部数)」に改め、同条中「前2条の規定による申請書」を「この規則に規定する協議書及び届出書」に改め、同条を第5条とする。

第2条の見出しを「(港湾区域変更協議書)」に改め、同条第1項中「港湾区域変更認可申請書」を「港湾区域変更協議書」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(港湾区域変更届出書)

第4条 省令第3条の2第1項に規定する港湾区域変更届出書は、別記第5号様式によらなければならない。

2 省令第3条の2第2項に規定する図面は、5万分の1図でなければならない。

第1条の次に次の1条を加える。

(港湾区域届出書)

第2条 省令第2条の3第1項に規定する港湾区域届出書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 省令第2条の3第2項第1号の書類は、別記第2号様式によらなければならない。

3 省令第2条の3第2項第2号及び第3号の図面は、5万分の1図でなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

### 別記第1号様式(第1条関係)

港湾区域協議書  <div style="text-align: right;">           年 月 日         </div>
--

北海道知事 様

市町村長 氏 名 印

港湾法第4条第4項（第33条第2項において準用する同法第4条第4項）及び港湾法施行規則第2条の規定により、次のとおり 港（避難港）の港湾区域について、関係図書を添えて協議します。

- 1 地方公共団体の名称
- 2 予定港湾区域
- 3 予定港湾区域と港則法による港の区域、河川法による河川区域、海岸法による海岸保全区域及び漁港漁場整備法による漁港の区域との関係
  - (1) 港則法による港の区域との関係
  - (2) 河川法による河川区域との関係
  - (3) 海岸法による海岸保全区域との関係
  - (4) 漁港漁場整備法による漁港の区域との関係
- 4 港務局を設立するか、単独で港湾管理者となるか又は地方自治法第284条第2項若しくは第3項の地方公共団体を設立するかの別
- 5 港湾法第4条第3項（第33条第2項において準用する同法第4条第3項）の規定による関係地方公共団体の意見及びこれとの協議のてん末
  - (1) 意見
  - (2) 協議のてん末

別記第2号様式中「（第1条関係）」を「（第1条、第2条関係）」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

**別記第3号様式（第2条関係）**

港湾区域届出書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 氏 名 印

港湾法第4条第8項（第33条第2項において準用する同法第4条第8項）及び港湾法施行規則第2条の3の規定により、次のとおり 港の港湾区域について、関係図書を添えて届け出ます。

- 1 地方公共団体の名称
- 2 港湾区域
- 3 港湾区域と港則法による港の区域、河川法による河川区域、海岸法による海岸保全区域及び漁港漁場整備法による漁港の区域との関係
  - (1) 港則法による港の区域との関係

- (2) 河川法による河川区域との関係
- (3) 海岸法による海岸保全区域との関係
- (4) 漁港漁場整備法による漁港の区域との関係

4 港務局を設立するか、単独で港湾管理者となるか又は地方自治法第284条第2項若しくは第3項の地方公共団体を設立するかの別

5 港湾法第4条第3項（第33条第2項において準用する同法第4条第3項）の規定による関係地方公共団体の意見及びこれとの協議のてん末

- (1) 意見
- (2) 協議のてん末

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

**別記第4号様式（第3条関係）**

港湾区域変更協議書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 氏 名 印

港湾法第9条第2項（第33条第2項）において準用する同法第4条第4項及び港湾法施行規則第3条の規定により、次のとおり 港の港湾区域の変更について、関係図書を添えて協議します。

- 1 港湾管理者の名称
- 2 変更しようとする区域
- 3 変更しようとする区域と港則法による港の区域、河川法による河川区域、海岸法による海岸保全区域及び漁港漁場整備法による漁港の区域との関係
- 4 変更を必要とする理由

**別記第5号様式（第4条関係）**

港湾区域変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 氏 名 印

港湾法第9条第2項（第33条第2項）において準用する同法第4条第8項及び港湾法施行規則第3条の2の規定により、次のとおり 港の港湾区域の変更について、関係図書を添えて届け出ます。

- 1 港湾管理者の名称
- 2 変更する区域
- 3 変更する区域と港則法による港の区域、河川法による河川区域、海岸法による海岸保全区域及び漁港漁場整備法による漁港の区域との関係
- 4 変更を必要とする理由

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第696号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成23年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指 定 番 号 第83号
- (2) 指 定 の 区 域 夕張郡長沼町東7線3616番1から3616番3まで、3616番7から3616番11まで、3617番1、3617番14、3617番18、3617番19（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第3号イ
- 2(1) 指 定 番 号 第84号
- (2) 指 定 の 区 域 岩見沢市日の出町619番3、621番1、622番1、626番1、628番、630番、741番（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 3(1) 指 定 番 号 第85号
- (2) 指 定 の 区 域 美唄市字サンクワ美唄1802番1から1802番3までの一部、1804番1から1804番3までの一部、1804番5の一部、2463番34の一部、8881番の一部、1802番9
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 4(1) 指 定 番 号 第86号
- (2) 指 定 の 区 域 斜里郡清里町字向陽444番2の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号

**北海道告示第697号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 二級河川姫川水系姫川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年11月25日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸) 爾志郡乙部町字姫川976番1から同976番3まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1,940.37㎡

**総合振興局告示及び  
振興局告示**

**北海道空知総合振興局告示第130号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年11月25日

北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
除雪トラック（10t級（6×6）） 1台  
（除雪トラック（10t級（6×6））1台と交換）
- 2 落札を決定した日  
平成23年11月11日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 UDトラックス北海道株式会社  
(2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
- 4 落札金額  
36,750,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成23年9月30日付け北海道空知総合振興局告示第114号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第145号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年11月25日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 落札に係る物品等の名称及び数量

除雪トラック（10 t 級） 1 台  
（除雪トラック（10 t 級） 1 台と交換）

2 落札を決定した日

平成23年11月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 UDトラックス道東株式会社
- (2) 住 所 帯広市西21条北1丁目3番12号

4 落札金額

36,750,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年9月30日付け北海道オホーツク総合振興局告示第117号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

を

高速自動車国道 北海道縦貫自動車道函館名寄線	茅部郡森町字森川町から上川郡剣淵町字剣淵まで
---------------------------	------------------------

に、

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	千歳市上長都から夕張市紅葉山まで
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道黒松内釧路線	勇払郡占冠村字シムカブ原野から十勝郡浦幌町字栄穂90番1まで

を

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	千歳市上長都から十勝郡浦幌町字栄穂90番1まで
----------------------------	-------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成23年11月26日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月25日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第9号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表4中

高速自動車国道 北海道縦貫自動車道函館名寄線	二海郡八雲町東野から上川郡剣淵町字剣淵まで
---------------------------	-----------------------

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第370号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年11月25日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式
- (2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託  
特定役務の名称（除雪作業1時間当たりの単価）及び調達予定数量  
除雪グレーダによる作業 172時間  
トラクタショベル（容量1.5m<sup>3</sup>~1.7m<sup>3</sup>、機械を常備しない期間）による作業 17時間  
トラクタショベル（容量1.5m<sup>3</sup>~1.7m<sup>3</sup>、機械を常備する期間）による作業

	223時間	
トラクタショベル（容量1.8m <sup>3</sup> 以上、常駐時間内）による作業	461時間	
トラクタショベル（容量1.8m <sup>3</sup> 以上、常駐時間外）による作業	14時間	
ロータリ除雪車による作業	192時間	
ダンプトラックによる作業	285時間	
道路作業車による作業	177時間	
普通作業員による作業	2,247時間	
2 落札を決定した日		
平成23年10月28日		
3 落札者の氏名及び住所		
(1) 氏名 株式会社水谷組		
(2) 住所 札幌市中央区南29条西11丁目4番13号		
4 落札金額		
(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託	18,375,000円	
(2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託		
除雪グレーダによる作業	4,100円	
トラクタショベル（容量1.5m <sup>3</sup> ～1.7m <sup>3</sup> 、機械を常備しない期間）による作業	13,200円	
トラクタショベル（容量1.5m <sup>3</sup> ～1.7m <sup>3</sup> 、機械を常備する期間）による作業	3,800円	
トラクタショベル（容量1.8m <sup>3</sup> 以上、常駐時間内）による作業	1,600円	
トラクタショベル（容量1.8m <sup>3</sup> 以上、常駐時間外）による作業	3,950円	
ロータリ除雪車による作業	5,400円	
ダンプトラックによる作業	3,600円	
道路作業車による作業	3,600円	
普通作業員による作業	2,100円	
5 契約の相手方を決定した手続		
一般競争入札		
6 一般競争入札の公告		
平成23年9月16日付け北海道警察本部告示第295号		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課		
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目		